

所管部課	まちづくり部道路交通課		部長	田辺 康弘											
件名	市道路線の廃止について（市道第1034号線）														
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項										
関係事項	条例規則	道路法第10条第1項及び第3項													
	部課機関														
<p>1. 要 旨</p> <p>市道の隣接土地所有者から「市道の廃止及び廃道敷の払下げ」の要望があった。当該路線は通り抜け形状ではなく、一般の通行者の利用もないため、廃止による通行の影響がない。については、存置する必要がないと認められるため、道路法第10条第1項の規定に基づき路線の廃止をし、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p> <p>(1) 路線概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>幅員(m)</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道 第1034号線</td> <td>東大和市狭山 5丁目1052番3先</td> <td>東大和市狭山 5丁目1030番1先</td> <td>1.82</td> <td>29.99</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第2号（路線の廃止条件）に適合する。</p> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>廃止することにより、維持管理する路線が減少するとともに、売り払いにより市の収入増となる。</p>						路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	市道 第1034号線	東大和市狭山 5丁目1052番3先	東大和市狭山 5丁目1030番1先	1.82	29.99
路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)											
市道 第1034号線	東大和市狭山 5丁目1052番3先	東大和市狭山 5丁目1030番1先	1.82	29.99											
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年6月14日「市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書」が提出される。</p>															
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>															
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和4年第3回市議会定例会に、議案を提出したい。</p>															
<p>5. 審議結果</p>															

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。